

郷土室だより

『江戸・東京の川』中央区の川

前号では、東堀留川とその橋を考察しました。今回は、東堀留川の河岸地（ひがしよすがし）東萬河岸（がしよすがし）と西萬河岸（にしよすがし）を見てみます。

◇東堀留川（堀江町入堀）の河岸

東堀留川の東側の河岸地が東萬河岸、西側の河岸地は西萬河岸と呼ばれていました。堀江町より新材木町（よろぼし）へ萬橋（まんのばし）が架かっていたことから、東西の萬河岸の名称が付きました。

入堀が行き止まりになった場所の地先が堀留町二丁目。東岸沿いの東萬河岸に新材木町、葺屋町、堀江六軒町、甚左衛門町、小網町一丁目横町、小網町二丁目と南に続きます。現在の町名では日本橋堀留町一丁目2・1番、同人形町三丁目1番、同小網町16番辺りになります。

一方、西岸の西萬河岸には堀江町一〜四丁目、小網町一丁目と南に続いていました。現在の町名では日本橋小舟町13・14・15、17・18番辺りになります。

現在、両河岸の跡にはオフィスビ

ルやマンションが建ち並び、水路の名残や河岸の面影はなくなっています。

◇東萬河岸

東萬河岸の一部には、「多葉粉河

岸」や「お万河岸」、「芳町河岸」などの俗称もありました。

明治一〇（一八七七）年一二月二日に、親父橋（おやじ）より以北、堀留までの河岸地（東岸）に東萬河岸と正式名称が付きしました。また翌一一年五月七日には、河岸地の範囲が拡がっ



『東京市日本橋区全図 (明治44年)』東京通信管理局編さん

て「親父橋より南の小網町二丁目
角稻荷社まで河岸地」が東萬河岸
となりました（『東京市史稿・市街
篇』）。

「河岸地名表」（『日本橋区史』）
に東萬河岸として、河岸番号一・
二号は所在地が「小網町二丁目一
番地先」、同三・一〇号は「小網仲
町二乃至七番地先」、同十一乃至一
四号は「新葭町一乃至二番地先」、
同二五号乃至二二号は「芳町一番
地先」、同二二号乃至三三三号は「葦
屋町一・八・九番地先」、同三三三
乃至七一七号は「新材木町一乃至一
九番地先」とあります。そして「新
修日本橋区史」では、東萬河岸「新
材木町（現在の堀留町一丁目の一
部）の東堀留川に面した河岸の名」
としています。

○新材木町

入堀の東岸に沿って南北に延び
る片側町。現在の日本橋堀留町一
丁目と同人形町三丁目の一部にあ
たります。町内の一部は「多葉粉
河岸」とも俗称され、『東京府誌』
（明治一一年刊、以下『府誌』とし
ます）に「入堀の上を称す。江戸
図説に烟葉を輸送する船の往来す
るに因ると云う」とあります。ま

た「お万河岸」の俗称について、
『中央区三十年史』には「この辺は
紀州頼宣の生母お万の方（家康の
妾蔭山氏）の化粧料として付与さ
れたところから唱えたという説も
ある」としてしています。

新材木町は、古くは「芝原宿」
と称する村落だったと伝え、元和
年間（一六一五〜二四）以降、江
戸市中の建築資材を扱う材木商が
多く居住することから、町名が付
きました。この町に相森稻荷神社
があり、昔は杉の木立が深い場所
だったと伝えられます。明治五一
八七二年に社地を合わせて新材
木町としました。

『新撰東京名所図会』（明治三三
年刊）に「往古芝原宿と云ひしを、
後に水揚場に近きを以て、材木商
多く居住せしに依り、遂に町名と
となる」とあります。また、『承応
江戸絵図』に「さいもく丁」、『寛
文新板江戸絵図』には「新さいも
く丁」とあります。

『江戸買物独案内』（文政七年
刊）に綿打道具問屋の醒井屋、紙
問屋の相模屋、御乗物師村山吉右
衛門などの名前があり、『諸問屋名
前帳』（嘉永四年刊、以下『名前

帳」とします）に問屋数は一六軒。
竹木炭薪問屋二軒・炭薪仲買が九
軒あり、他に春米屋四軒、地掛蠟
燭屋が一軒。炭薪関連の問屋が一
軒と多いのが特徴です。

『新撰東京名所図会』には、西洋
織物商の杉村甚兵衛、染絹太織問
屋の中島伊平支店、東京毛糸商店
呉服商の松坂屋、西山喜兵衛支店、
舶来織物商の毛斯綸商店、綿糸営
業の富坂興八、染革袋物卸商の中
屋、運送業の北上（株）東京支店、鉄
道積運送業の開送組支店、貸席業
の玉屋、旅人宿の池田新八などの
名前が見え、明治期には業種が変
化していることが分かります。

新材木町（東萬河岸の一部を含
む）の一円は、関東大震災後の帝
都区画整理事業で、昭和七（一九
三二）年二月一日に堀留町一丁
目に改称されました。

○葦屋町

入堀に沿って、北は新材木町、

南は堀江六軒町へと続き、現在の

日本橋人形町三丁目の一部にあた
ります。『日本橋区史』に「もと沼
地だったところを填築せし所な
り。元和元（一六一五）年、始め

て市店を開き町名を加ふ。当時家
ます。

根葦工多く住せしによるとい
とあります。最初は上堺町と呼ば
れていましたが、万治元（一六五
八）年に葦屋町に改称（『寛文新板
江戸絵図』にも「ふきや丁」と記
載）。

『東京府志料』（明治七年刊）で
は「この地も慶長年中の開創なり。
寛永年中よりこの地に市村座の劇
場あり。天保年中猿若町へ移さる。
西の方、親慈橋の堀に接する」と
しています。

葦屋町は堺町とともに江戸の芝
居街で、歌舞伎や人形芝居・見世
物、芝居茶屋が連なる一大歓楽街
で、暮路町とも俗称。北側の横町
には市村座や中村座の楽屋があ
り、楽屋新道と呼ばれています。
葦屋町河岸に面して、煮売屋・う
どん屋・けんどん（うどん・飯・
酒などを一杯ずつ盛切にしたも
の）屋・酒屋・菓子屋などが並ん
でいました。

天保一二（一八四一）年に中村
座の楽屋から出火し、翌年には芝
居小屋が浅草猿若町に移転。同時
に、多くの商店も移転しました。
その後、跡地は上納地になってい
ます。

『名前帳』に問屋数は八軒。春米屋・番組人宿各二軒、薪炭仲買・紺屋・版木屋・六組飛脚屋各一軒とあります。

『新撰東京名所図会』に太物並毛織物問屋の蔵田音吉、毛糸綿物メリヤス製造販売の石井商店、各国毛織物・肩掛フラー^マ・セル地・トンビ・吾妻コート商の西川商店、絹綿ハンカチーフ問屋の中西儀兵衛、呉服商・屋号丸太の柴田源七支店、文七元結・水引・燐寸・小間物商の桔梗屋、鼈甲珊瑚珠^{まっち}商の小川専助、東京綿糸合資会社、内外果物凍水販売の千疋屋、魚問屋の鈴木留次郎、時計商の池田屋、廻漕業の岡田屋、印刷業の山崎重一、煙草仲買の瀧澤萬次郎、貸金業の共通商会、旅人宿の平山春、寄席・営業主笠倉某の大ろじ亭、柔術道場の精武館などの名前があり、明治期には織維関係以外の業種も目立つようになりました。

葺屋町(東萬河岸の一部を含む)の北の一部一五番地は、関東大震災後の帝都区画整理事業で、昭和七(一九三二)年一月一日に堀留町一丁目に改称されました。

○堀江六軒町

葺屋町の南あり、南に甚左衛門町に接しています。現在の日本橋人形町一・同三丁目の一部にあたります。『中央区三十年史』に「元和の頃に、堀江某が沼沢地を拓いて町にした所、『続江戸砂子』には「葺町と俗称された」ともあります。当初は武家地で、『承応江戸絵図』に「中根くらやしき」、『新添江戸之図』(明暦三年)には「中根老岐」とあり、『寛文新板江戸絵図』で「六間丁」と町名になっています。

『江戸買物独案内』に蠟問屋の葺屋、水油仲買の葺野屋、錦絵・草子問屋の山本平吉、唐和・砂糖漬の佐賀屋、紫蘇酒江戸売弘所石井安兵衛などの名が見えます。

『名前帳』には問屋数は一一軒。地廻り米穀問屋一軒・脇店八カ所組問屋一軒・春米屋二軒と米関係が合計四軒で、他に乾物問屋・炭薪仲買・両替商・水油仲買・下り蠟燭問屋・地本双紙問屋・その他が各一軒とあります。

○甚左衛門町

堀江六軒町の南にあり、西は入堀東岸と小網町一丁目横町、南は姫路藩酒井氏中屋敷に接しています。現在の日本橋小網町・同人形町一丁目の一部にあたります。

『寛永江戸図』に「ちん左衛門丁」、『承応江戸絵図』には「ちんさえもん丁」、そして『新添江戸之図』では「甚左衛門丁」となっています。『名前帳』に問屋数は七軒。炭薪仲買四軒、春米屋・住吉組荒物問屋・六番飛脚屋が各一軒とあります。

明治二(一八六九)年、堀江六軒町の一部を併せて新葺町となりました。また、西側の東堀留川に面する河岸地は、俗に「芳町河岸」(芳町二丁目5番地、現・日本橋人形町三丁目1番)とも呼ばれていました。

○甚左衛門町

半天・手拭・風呂敷太物商の長谷川半七、煉油^{わりあぶら}白粉小間物商のよしや、酒醬油商の森本芳兵衛、内国製敷物一切堺緞通問屋の日高屋、料理店の百尺、旅人宿の上總屋などの名前が見えます。

『新撰東京名所図会』には土浦五十銀行東京支店、雇人口入業の千束屋、紙商の内田金六、煮豆佃煮商の寶来屋、袋物商の大和屋、印

『名前帳』に問屋数は三軒で、春米屋・炭薪仲買・版木屋が各一軒とあります。『新撰東京名所図会』には小網町^マ仲町として「小網町一丁目」の飛地なりしを。明治五年新に此町名を附せり。江戸切絵図に

○甚左衛門町

は小網町一丁目横町としるせり」とし、絵具染料其外の阿波屋、蒟蒻粉商の川口物蔵の名前が見えます。

小網仲町の一円は、関東大震災後の帝都区画整理事業で、昭和八(一九三三年)二月一日に小網町二丁目に改称されました。

◇西萬河岸

堀江町入堀の西側、堀江町一丁目から同四丁目と南に続きます。萬橋の西にある河岸地なので、西萬河岸の名称が付きました。『新撰東京名所図会』に「東は西萬河岸を控えて水運の便あり」とある通り、堀江町は伊勢町や小舟町とともに※八町米河岸(河岸八町米商)とも呼ばれ、江戸市中で消費される諸物資が陸揚げされる中心的な河岸の町でした。

※八町米河岸(河岸八町米商) 享保二〇(一七三五)年に、江戸に於ける武家払下米(武家及び関係農民の米穀)の売却に關しての取り扱いを河岸八町の米商に限るとした。本船町表河岸(南河岸通り)、同

長屋(東向角の所)、同七軒町(右角の次、北の方)、伊勢町上町、同下町、小網町、小舟町、堀江町の八町となっていた。

明治一〇(一八七七)年一二月二日に、「親父橋より北の堀留までの河岸地、西岸が西萬河岸」と正式名称が付き、また翌一年五月七日には、河岸地の範囲が拡がって「親父橋より以南思案橋まで河岸地」が西萬河岸となりました(『東京市史稿・市街篇』)。

『日本橋区史』の「河岸地名表」には、西萬河岸として、「河岸番号一乃至七号は所在地が堀江町四丁目一乃至四番地先、同八号乃至一八号は同堀江町三丁目一乃至一〇番地先、同一九乃至三四号は同堀江町二丁目乃至一〇番地先、同三五乃至四九号は同堀江町一丁目一乃至九番地先、同五〇号乃至五二号は同堀留町一丁目四・五番地先」とあります。また河岸地面積は、「同一丁目は五〇八坪九八、同二丁目は三八九坪四、同三丁目は三九四坪八七、同四丁目は一九七坪二」とされています。

堀江町には、伊場屋仙三郎(一丁目・本町二丁目・元四日市町(四日市河岸)に各一軒、あと芝三嶋町(現港区)三軒、宇田川町(現港区)・神田町(現千代田区)に各一軒となっていました。

團扇に張る團扇絵は、錦絵の発展とともに盛んになり、はやくから木版画が用いられました。天明・寛政期(一七八一〜一八〇一年)以後、絵師たちが盛んに筆を執るようになったとされています。

この團扇が芝居と結びつき、当り狂言を團扇絵にしたことが人気を呼び、「堀江町春狂言を夏見せ」と、売れ行きを伸ばしました。その後、狂歌師や俳人・戯作者たちも團扇に賛(画に添えて書かれた文)を入れるようになり、文芸的な面からも人気を呼びます。江戸團扇は、あづま團扇とも呼ばれ、堀江町の團扇問屋が取り扱っていました。

○堀江町一丁目 堀江町は、入堀の西側に面し、北から南へ一〜四丁目が並ぶ片側町。現在の日本橋小舟町11番の北側と12・13番の北側辺りになります。

『承応江戸絵図』に「ほりい」とあります。町名の由来は、徳川氏の入国後、当地を漁師堀江六郎に与え、魚類の供進役を命じたことにより(『日本橋区史』)。

『江戸買物独案内』に畳表と菅笠問屋が多く、清水屋八郎右衛門・同市郎兵衛は両業種、下り笠問屋の花沢屋・松田屋、畳表問屋專業の清水屋九兵衛・名張屋、諸国茶問屋の小津屋、下り素麺問屋・麻苧問屋の森田屋、線香問屋の伊勢屋、奥川筋船積問屋の湯浅屋などの名前が見えます。『名前帳』には問屋数は二一軒。堀留組畳表問屋六軒、炭薪仲買三軒、團扇問屋・住吉組荒物問屋が各二軒、地廻米穀問屋・脇店八カ所組米屋・春米

船町表河岸(南河岸通り)、同

○堀江町の団扇河原

屋が各一軒、他に竹木炭薪問屋・糖問屋・苦問屋・地廻水油問屋・紙煙草入問屋が各一軒とあります。

『新撰東京名所図会』に豊表花

菟鼻緒・棕枙繩問屋の大和屋、豊表産類傘問屋の金松、豊表青菟花

蔭西洋室用錦花蔭縁布傘類商の丸水、銅鉄物問屋の阿波屋、絵具染

料問屋の新居良助、東海銀行、岡本銀行、株式仲買の西村寛蔵本店。

また一丁目河岸に運送業の植勝支店の名前が見え、明治に入り燃料

や米穀関係の問屋の名前が消え、新たに銀行などの金融関係の名前

が目につきます。

堀江町一丁目の一円（西萬河岸の一部を含む）は、関東大震災後の帝都区画整理事業で、昭和七（一九三二）年九月一日に小舟町二丁目に改称されました。

○堀江町二丁目

堀江町一丁目の南に続きます。現在の日本橋小舟町10・14番と11

番の南側辺りになります。『江戸買物独案内』に水戸産物・煙草入地

紙問屋の万屋、菅笠問屋の乾屋の名前があります。『名前帳』には問

屋数は二一軒で、その内団扇問屋

が八軒あり、この町の河岸地が団扇河岸と呼ばれたことが分かります。他に炭薪問屋四軒、竹木炭薪問屋一軒、下り米問屋・地廻米穀問屋・脇店八カ所組米屋各一軒、

春米屋二軒、乾物問屋・紺屋・地廻水油各一軒とあります。

『新撰東京名所図会』には団扇蜜柑商の大和屋、蜜柑団扇問屋の小

山半五郎、廻漕業の松下回漕店出張所・高松福太郎、誂手拭木綿問

屋郵便売下の島田善兵衛、綿糸商の小沢佐助、棉花商の藤本商会、

木綿金中商の奥井商店、砂糖商の竹尾商店、清酒問屋の中井支店の

名前があり、業種の変化が見えます。

堀江町二丁目の南半、9～18番地（西萬河岸の一部を含む）は、

関東大震災後の帝都区画整理事業で、昭和七（一九三二）年九月一日に小舟町一丁目に改称されました。

○堀江町三丁目

堀江町二丁目の南に続きます。現在の日本橋小舟町9・15番辺り

になります。同四丁目との間の通りは、俗に照降町と呼ばれていま

した。『中央区三千年史』には「二

町たらずの通りに、雪駄屋と下駄屋が軒を並べていたので照降町の俗称があった」とし、「宮田傘履物店は同業の草分けともいふべき

店」「其角の門人、俳人秋色女は、照降町お伊勢屋大掾の娘。翁屋の煎餅は『江戸名物詩』にも唱われ、

猿を看板に出した楊枝屋の猿屋は名物の一つ」と紹介しています。

『江戸買物独案内』に、下り塩仲間問屋柏屋、水油仲買の富田屋、

下り傘問屋の村田屋、雪駄傘問屋の松屋などの名前が見えます。『名前帳』には問屋数は二〇軒。下り

米問屋二軒・関東米穀三組合問屋一軒・雑穀為登組一軒・春米屋二

軒と米関係の問屋が合計六軒。他に炭薪仲買四軒、水油仲買三軒、

両替屋二軒、茶問屋・肴問屋・地廻水油・住吉組荒物問屋・その他

が各一軒とあります。

『新撰東京名所図会』には運送業の山田金太郎、呉服商の池田屋・

伊勢清、傘・蠟燭・鼻緒・草履・荒物問屋・マッチ製造及販売の木

本兵助、茶商の豊田園、菓子商の清寿軒、旅人宿の大阪屋などの名

前が見えます。

堀江町三丁目（西萬河岸の一部

を含む）の一円は、関東大震災後の帝都区画整理事業で、昭和七（一九三二）年九月一日に小舟町二丁目に改称されました。

○堀江町四丁目

堀江町三丁目の南に続き、現在の日本橋小網町17・18番辺りにな

ります。『江戸買物独案内』には草履問屋・下り下駄問屋・下り傘問

屋・線香問屋の大坂屋・万屋と奥川筋船積問屋の真岡屋の名前があ

ります。また『名前帳』に問屋数は三軒で、住吉組荒物問屋二軒と

其の他一軒。『新撰東京名所図会』には太物・綿ネル商の村松甚右衛

門、菓子商の新杵屋、傘履物商の宮田、砂糖問屋の三河屋、運送業

兼旅館の平田興八、下野紡績（株）の名前が見えます。

堀江町四丁目（西萬河岸の一部を含む）の一円は、関東大震災後の帝都区画整理事業で、昭和八（一九三三）年二月一日に小網町二

目に改称されました。

○小網町一丁目（『郷土室だより』第158号の「末広河岸」の項を参照）

◇西堀留川（伊勢町堀）

次に伊勢町堀について考察します。この堀は、日本橋川左岸、堀江町入堀の西側にあった入堀。本船町（日本橋本町一丁目10番）と小網町一丁目（日本橋小網町19番）の間から北西に向かい、堀留町一丁目（日本橋本町二丁目7番）の手前で西に折れて室町三丁目（日本橋本町二丁目3番）で留まっています。荒和布橋、中ノ橋、道浄橋、雲母橋が架かります。

旧石神井川の河口部でしたが、慶長年間（一五九七～一六一四）の工事で入堀として整備されました。入堀奥の堀留の場所は「浮世小路」と呼ばれ、その先には通町筋があり、堀の北側には本町通りが平行して走ります。この二本の大通りは、江戸のメインストリートで、伊勢町堀は日本橋商業地域の中心に位置していました。

『東京府志料』に「海運橋川筋に続きて日本橋水路より北へ入り、第一大区五小区本船町より伊勢町道浄橋に至りて西折し、瀬戸物町に止る。延長五町五十八間（約六五一m）、道浄橋より西は六間（約一一m）小舟を通す」とあります。舟運については、舟筏「傳馬船三艘、傳馬造土船六艘、傳馬造茶船二艘、茶船一艘、高瀬船一艘、押送船十艘」で、合計二三艘。荒和布橋、中ノ橋、道浄橋、雲母橋が架かります。『御府内備考』には「伊勢町付近までの入堀であることから呼名が付いた」とあります。

小舟町西側の河岸は「小舟河岸」と呼ばれ、江戸湊の中心的な荷揚場として利用された場所。神田明神内天王三の宮の祭祀には、小舟町を中心として御輿を廻す習慣があった程です。堀の名称となった「伊勢町」の町名は、伊勢から移住してきた人が住んだためとも、北条氏政の弟氏村が小田原滅亡の後に出家し、伊勢氏を名乗ってここに住み、その子の善次郎が名主となったことにちなむ、ともいわれています。

また、『寛永江戸図』に水路の東側に「あえものかし」とあり、堀の東岸に「米河岸」、西岸には「小舟河岸」「鯉河岸」、西に折れた堀の両側は「塩河岸」と呼ばれていました。

これらの河岸地には、乾物・穀物を中心に全国から集まる物資が荷揚げされ、それを収める蔵がぎっしりと建ち並んでいました。明治一六（一八八三）年に、荒和布橋より中ノ橋、道浄橋を経て雲母橋に至る川筋（伊勢町堀）に、西堀留川と正式名称が付きましました。

◇水路の一部が埋立

明治一九（一八八六）年に、常盤小学校が学校の管理・維持を図るために伊勢町・瀬戸物町地先の水路部分の払下げ（無償）を受け、川敷六六〇坪余を五六九三坪余の費用をかけて埋め立てました。合わせて、両河岸地七二八坪余を八七〇〇坪余で払い下げを受けて、小学校的の付属地とし、賃地料を徴収して区費の補充としたのです。この事業に係る費用一四四〇〇坪余は、すべて町有志の寄付に依るものでした。その結果、西堀留川の「鍵の手」部分の水路が消失し、道浄橋と雲母橋は撤去されました。

大正一〇（一九二一）年の『河川航通調査』では「日本橋区堀留

町一丁目より同区本船町まで、延長二〇五・九間（約三七五m）、幅員最広一九・五間（約三三五・四m）・最狭八・五間（約一五・四m）・平均一七・六間（約三二m）」とあります。

（以下次号）

※お詫びと訂正

『郷土室だより』第一六〇号の五ページ三段落目「戦災残土で埋立」の項、左から五行目「昭和二三（一九四七）年度に東堀留川の残りの水路を埋め立てました。工事の着工は：同年八月三十一日に竣工しました。」としましたが、「昭和二三（一九四七）年度」は『昭和二三（一九四八）年度』、「同年八月三十一日」は『二四年八月三十一日』に訂正します。また六ページ一段目十六行目「小公園の場所が、思案橋の跡地です」は、『小公園』地先の「場所」の誤記でしたので、合わせて訂正します。

（菅原健二）